

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県神河町長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」の項(25の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務」の項(25、27、28、29の項) ・特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠)第27条 (情報照会の根拠)第27条、第29条、第30条、第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話: 0790-34-0001 ファクス: 0790-34-0691 E-mail: soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地 神河町役場 健康福祉課 電話: 0790-32-2421 ファクス: 0790-31-2800 E-mail: kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="float: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> <div style="clear: both;">[1,000人以上1万人未満]</div>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="float: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> <div style="clear: both;">[500人未満]</div>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="float: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> <div style="clear: both;">[発生なし]</div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関して人員作業が発生する場合は、複数人での確認を行うようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	定期的に個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施し、一般知識の習得、意識レベルの向上に努めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月4日	公表日	令和4年5月19日	令和5年8月4日		
令和5年8月4日	Ⅱ－1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	Ⅱ－2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	令和5年8月4日	令和6年7月22日		
令和6年7月22日	I－3	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	
令和6年7月22日	I－4－②	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(第2条の表における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第二十七条で定めるもの」の項(25の項)(第2条の表における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務」の項(25、27、28、29の項) ・特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)第27条(情報照会の根拠)第27条、第29条、第30条、第31条 	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ－1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	Ⅱ－2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年11月1日	公表日	令和6年7月22日	令和7年12月18日	事後	様式変更
令和7年11月1日	Ⅱ－1	令和6年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年11月1日	Ⅱ－2	令和6年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	